

第3次七戸町男女共同参画基本計画

令和6年3月

青森県七戸町

目 次

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の背景	1
3. 基本理念	7
4. 計画の性格	8
5. 計画の期間	8
6. 計画の推進体制	8
7. 計画の体系図	9
8. 基本目標及び基本施策	11
【基本目標Ⅰ】男女共同参画社会に向けた意識づくり	11
基本施策 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革	11
基本施策 2 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実	12
【基本目標Ⅱ】男女共同参画ができる環境づくり	13
基本施策 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	14
基本施策 2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	15
基本施策 3 農林業、自営業における男女共同参画の促進	16
基本施策 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	17
【基本目標Ⅲ】健やかで安心して暮らせる生活づくり	18
基本施策 1 高齢者・障害者・外国人等に対する支援	19
基本施策 2 性別に基づく暴力の根絶	21
基本施策 3 生涯を通じた男女の健康支援	22
基本施策 4 地域、防災・環境分野における男女共同参画の推進	24

付属資料

1. 第3次七戸町男女共同参画基本計画策定の経緯	25
2. 七戸町男女共同参画基本計画策定委員名簿	25
3. 男女共同参画社会基本法	26
4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	33
5. 青森県男女共同参画推進条例	49
6. 七戸町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱	52
7. 七戸町男女共同参画推進会議設置規程	53

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義されています（男女共同参画社会基本法第2条）。

このことから、男女共同参画の取組の推進にあたっては、様々な社会情勢の動きを踏まえ、多様な発想による取組と、そのための分野横断的な視点がより一層必要となっています。

本町では、2009（平成21）年3月に「七戸町男女共同参画基本計画」を策定し、2014（平成26）年3月に「第2次七戸町男女共同参画基本計画」に改訂しました。

本計画は、平成26年度から令和5年度まで10カ年を計画期間とした「第2次七戸町男女共同参画基本計画」が終了を迎えることから、これまでの取組を継承するとともに、その成果と課題、国・県の動向等を踏まえ、「第3次七戸町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、取組を更に進めていきます。

2. 計画の背景

(1) 世界の動き

① 国際婦人年

1975（昭和50）年、国連ではこの年を国際婦人年とし、女性の地位向上のため世界的規模の行動を行うことが決定されました。

② 女子差別撤廃条約

1979（昭和54）年、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（略称：女子差別撤廃条約）が国連において採択されました。この条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。

③ 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

1985（昭和60）年、「国連婦人の十年最終年世界会議」では、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（略称：ナイロビ将来戦略）が採択され、各国政府に具体的な行動計画の策定が求められました。

④第4回世界女性会議

1995（平成7）年、「第4回世界女性会議」が北京で開催され、2000（平成12）年までの国際的な指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

⑤国連特別総会「女性2000年会議」

2000（平成12）年、ニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」において、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

⑥第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」世界閣僚級会合）

2005（平成17）年、第49回国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の評価や見直しをし、これまでの進展を踏まえながらも完全実施に取り組むための宣言が採択されました。

⑦第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）

2010（平成22）年、第54回国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」等を再確認して、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等が採択されました。

⑧「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足

2011（平成23）年に、国連の既存のジェンダー関連4機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」として発足されました。

⑨第56回国連婦人の地位委員会

2012（平成24）年に、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

⑩第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）

2015（平成27）年、第59回国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」等を再確認して、2030年までに男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け努力するという宣言が採択されました。

⑪第5回国際女性会議WAW!とW20

2019（令和元）年、第5回国際女性会議WAW!とW20（女性に関する政策提言をG20に向けて行う組織体）を「WAW! for Diversity」

をテーマに、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて日本で同時開催されました。

⑫第 64 回国連婦人の地位委員会（「北京+25」記念会合）

2020（令和 2）年、第 64 回国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催されましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、会期が大幅に短縮されるとともに規模を縮小した開催となり、各種決議等の採択が行われた後に休会となり、加盟国からの発言の機会は見送られました。

⑬ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム

2021（令和 3）年、UN Women（国連女性機関）およびメキシコ、フランス両政府の共催による国際会議ジェネレーション・イクオリティ・フォーラム（ジェンダー平等を目指す全ての世代のためのフォーラム、以下 GEF）が対面とオンラインのハイブリッド方式でジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進していくことを目的に開催されました。

⑭第 67 回国連婦人の地位委員会

2023（令和 5）年、第 67 回国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催され、「ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成のためのイノベーション、技術変革、デジタル時代の教育」が採択されました。

(2) 国内の動き

①「婦人問題企画推進本部」設置と「国内行動計画」の策定

1975（昭和 50）年、総理府内に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

また、1977（昭和 52）年には、政府は昭和 50 年に国連で採択された「世界行動計画」の内容を国内施策に取り入れるため「国内行動計画」を策定し、向こう 10 年間の女性問題解決についての目標を明らかにされました。

②女性差別撤廃条約の批准

1985（昭和 60）年、国連が昭和 54 年に「女性差別撤廃条約」が採択されたことに伴い「男女雇用機会均等法」をはじめとする法律や制度を整備し、日本は 72 番目の批准国となりました。

③新国内行動計画の策定

1987（昭和 62）年、「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、男女共同参加型社会システムの形成

を目指すこととなりました。

④「男女共同参画 2000 年プラン」の策定

1995（平成 7）年、「第 4 回世界女性会議」で採択された「行動綱領」などを受けて、新たな国内行動計画「男女共同参画 2000 年プラン」を策定し、政府が男女共同参画社会実現に向けて取り組むべき施策を総合的・体系的に整備されました。

⑤「男女共同参画社会基本法」の施行

1999（平成 11）年、「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女を問わず、個人がその能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に関し基本的な方針・理念等を明らかにし、取り組みを総合的かつ計画的に推進することが定められました。

⑥「男女共同参画基本計画」の策定

2000（平成 12）年、男女共同参画社会基本法に基づく、「男女共同参画基本計画」を策定しました。本計画は、男女共同参画にかかる初めての法定計画です。

⑦中央省庁等改革における国内推進体制の整備・機能強化

2001（平成 13）年、内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」が設置されるなど、推進体制が整備・機能強化されました。

⑧男女共同参画基本計画（第 2 次）の策定

2005（平成 17）年、男女共同参画基本計画を改定し、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。

⑨国内推進体制の整備

2007（平成 19）年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定し、2008（平成 20）年には、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。

⑩男女共同参画基本計画（第 3 次）の策定

2010（平成 22）年、実行性のあるアクション・プランとして「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

⑪日本再興戦略

2013（平成 25）年 6 月、女性の活躍推進を主な柱のひとつとして位置付けた「日本再興戦略」が閣議決定されました。

⑫女性活躍推進法の制定等

2015（平成 27）年 8 月、女性活躍推進法が国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進

に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。

また、同年 12 月には、女性活躍推進法に基づく基本方針が策定され、女性の職業生活における活躍の推進に向けた政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方が示されました。

⑬男女共同参画基本計画（第 4 次）の策定

2015（平成 27）年、「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

⑭男女共同参画基本計画（第 5 次）の策定

2020（令和 2）年、「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

⑮政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正等

2021（令和 3）年、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」及び「育児・介護休業法」が改正されました。

⑯性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行

2023（令和 5）年、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を施行し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進を図ることが定められました。

(3) 青森県の動き

①「青森県婦人行動計画」の策定

1980（昭和 55）年、国際婦人年に始まる国際的な動きと国内行動計画策定を背景に、青森県における女性に係る施策の基本的方向を示す「青森県婦人行動計画」を策定し、翌年には、この計画の具体的施策を進めるための「青森県婦人行動計画推進計画」が策定されました。

②「新青森県婦人行動計画」の策定

1989（平成元）年、青森県婦人行動計画の基本的な考えを継承しつつ、国の新国内行動計画の趣旨を踏まえ、2000（平成 12）年に向けて社会環境の変化に対応する「新青森県婦人行動計画」が策定されました。

③「あおもり男女共同参画プラン 21」の策定

2000（平成 12）年、国において男女共同参画 2000 年プランが策定されたことや、男女共同参画社会基本法が施行されたこと、また、青森県において新青森県長期総合プランが策定されたことに伴い、「あおもり男女共同参画プラン 21」が策定されました。

④「青森県男女共同参画推進条例」の制定

2001（平成 13）年、国の男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、青森県の男女共同参画の一層の推進を図るため、「青森県男女共同参画推進条例」が制定されました。

⑤基本計画としての位置づけ

2002（平成 14）年、あおり男女共同参画プラン 21 の策定後に国の男女共同参画基本計画及び青森県男女共同参画推進条例が制定されたことから、これらの施策の方向性との整合性を検証し、必要に応じた追加作業等を行った上で同プランを改定し、県の男女共同参画の推進に関する法定の基本計画として位置づけられました。

また、2004（平成 16）年、「生活創造社会～暮らしやすさのトップランナーをめざして～」を掲げた県の基本計画「生活創造推進プラン」を策定し、男女共同参画の推進を、県がめざす 5 つの社会像を実現するための仕組みづくりに位置付けられました。

⑥「新あおり男女共同参画プラン 21」の策定

2007（平成 19）年、県の生活創造推進プラン及び国の男女共同参画基本計画（第 2 次）との整合性、関係法令の改正等も勘案し、第 2 次となる基本計画「新あおり男女共同参画プラン 21」が策定されました。

⑦「第 3 次あおり男女共同参画プラン 21」の策定

2012（平成 24）年、2008（平成 20）年に策定された「青森県基本計画 未来への挑戦」及び国の第 3 次男女共同参画基本計画との整合性、関係法令の改正等も勘案し、「第 3 次あおり男女共同参画プラン 21」が策定されました。

⑧「第 4 次あおり男女共同参画プラン 21」の策定

2017（平成 29）年、2013（平成 25）年に策定された「青森県基本計画 未来を変える挑戦」及び国の「第 4 次男女共同参画基本計画」との整合性、関係法令の公布・施行等を勘案し、「第 4 次あおり男女共同参画プラン 21」が策定されました。

⑨「第 5 次あおり男女共同参画プラン」の策定

2022（令和 4）年、2019（平成 31）年に策定された「青森県基本計画 「選ばれる青森」への挑戦」及び国の「第 5 次男女共同参画基本計画」との整合性、関係法令の公布・施行等を勘案し、「第 5 次あおり男女共同参画プラン」が策定されました。

(4) 七戸町の動き

①「七戸町男女共同参画基本計画」の策定

2008（平成 20）年 7 月、町民で構成する「七戸町男女共同参画基本計画策定委員会」を設置し、2009（平成 21）年 3 月、第 1 次の基本計画となる「七戸町男女共同参画基本計画」を策定しました。

②アンケート調査の実施

2010（平成 22）年 2 月、町民の意識やニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

③「第 2 次七戸町男女共同参画基本計画」の策定

2013（平成 25）年 12 月、町民で構成する「七戸町男女共同参画基本計画策定委員会」を設置し、2014（平成 26）年 3 月、「第 2 次七戸町男女共同参画基本計画」を策定しました。

④「七戸町男女共同参画推進会議」の設置

2023（令和 5）年 10 月、男女共同参画に関する施策の推進を図るため、「七戸町男女共同参画推進会議」を設置しました。

⑤「第 3 次七戸町男女共同参画基本計画」の策定

2023（令和 5）年 7 月、町民等で構成する「七戸町男女共同参画基本計画策定委員会」を設置し、2024（令和 6）年 3 月、「第 3 次七戸町男女共同参画基本計画」を策定しました。

3. 基本理念

この計画の基本理念は、男女共同参画社会基本法に掲げられている 5 つの理念と女性活躍推進法に基づく 3 つの基本原則とします。

1 男女共同参画社会基本法

- (1) 男女の人権の尊重（第 3 条）
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮（第 4 条）
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画（第 5 条）
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立（第 6 条）
- (5) 国際的協調（第 7 条）

2 女性活躍推進法

- (1) 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供・活用と、性別による固定的な役割分担等を反映した職場慣行の影響への配慮（第 2 条第 1 項）
- (2) 必要な環境整備による、職業生活と家庭生活の両立（第 2 条第 2 項）
- (3) 本人の意思の尊重（第 2 条第 3 項）

4. 計画の性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものであると同時に、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画としても位置付けられるものです。

このことから、男女共同参画社会の形成を推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」や国の「第 5 次男女共同参画基本計画」、県の「第 5 次あおもり男女共同参画プラン」、町の「第 2 次長期総合計画」との整合性を図ります。

5. 計画の期間

この計画の期間は、2024（令和 6）年度から 2033（令和 15）年度までの 10 年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

6. 計画の推進体制

庁内の総合的な推進体制の強化はもとより、行政と町民が相互理解・協力し合い、また、国や県、近隣市町村や関係機関・団体との連携を図りながら計画を推進していきます。

また、町で設置した男女共同参画推進会議で、年に 1 回、計画の進捗管理を行い、関係課と施策の連絡調整を図りながら、男女共同参画の現状や問題点の把握、調査を行い、総合的かつ積極的に取り組みます。

7. 計画の体系図

基本目標	基本施策
I 男女共同参画社会に向けた意識づくり	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革
	2 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実
II 男女共同参画ができる環境づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
	3 農林業、自営業における男女共同参画の促進
	4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
III 健やかで安心して暮らせる生活づくり	1 高齢者・障害者・外国人等に対する支援
	2 性別に基づく暴力の根絶
	3 生涯を通じた男女の健康支援
	4 地域、防災・環境分野における男女共同参画の推進

施策の方向
<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画に関する啓発、広報活動の充実 (2) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の推進 (3) 意識調査、実態調査の実施 (4) 国際的視点に立った男女共同参画の推進
<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校等における男女共同参画の理解促進に向けた教育・学習の充実 (2) 行政関係職員等の研修機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> (1) 女性の人財育成と能力開発（エンパワーメント）支援 (2) 審議会等の委員への女性の参画拡大 (3) 管理職等への女性職員の積極的な登用の促進
<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所による積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進 (2) ハラスメント防止策の推進 (3) 希望に応じた多様な働き方を可能にする就業環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> (1) 家族経営協定の締結促進 (2) 女性の経済的地位と経営能力の向上
<ul style="list-style-type: none"> (1) 職業生活と家庭生活の両立支援に向けた事業所の取組促進 (2) 社会全体で子育てを支援する環境づくり (3) 男性の家事・子育て・介護等への参画促進及び事業所等における理解促進
<ul style="list-style-type: none"> (1) ひとり親家庭への支援 (2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 (3) 性の多様なあり方に対する理解の促進
<ul style="list-style-type: none"> (1) 性別に基づく暴力根絶の取組の推進 (2) 被害者の救済と支援 (3) 性犯罪・性暴力被害者支援の強化
<ul style="list-style-type: none"> (1) 女性特有の健康問題に対する支援 (2) 生涯を通じた健康支援 (3) 性に関する知識の教育等による理解促進
<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域で行われる様々な活動における男女共同参画の推進 (2) 平常時からの男女共同参画の推進 (3) 環境教育の推進・環境保全活動への支援

8. 基本目標及び基本施策

基本目標 I 男女共同参画社会に向けた意識づくり

固定的な性別役割分担意識（※）や性差に関する偏見は、各々の行動を制限し、個性と能力を発揮して活躍するための大きな障害となっていることから、男女共同参画についての理解を促進します。

※固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

基本施策 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革

固定的な性別役割分担意識は以前に比べて薄れつつありますが年齢層によっては根強く残っています。

固定的な性別役割分担意識などに基づく行動は、働く場においては、長時間勤務を当然とする男性を中心とした働き方等につながり、家事、子育て・介護等と両立して働きたい女性の活躍を阻むとともに、生活の場においては、男性が家事、子育て・介護等に十分に担えないことから、女性側の負担が大きくなるなど、家庭以外の場での女性の活躍を困難にする要因となっています。また、男性にとっても、家事、子育て・介護等の経験から導かれる多様な価値観の醸成や視野を広げる機会を逃すことにもなっています。

固定的な性別役割分担意識を解消し、働き方や暮らし方を変えることにより、職場、家庭、地域など、社会のあらゆる分野で多様な人財が主体的かつ積極的に参画する選択を可能にし、性別にかかわらず平等に機会を与えられ、誰もが暮らしやすい社会とするため、あらゆる世代が男女共同参画について国際的視点も踏まえつつ考え、学ぶことが重要です。

《施策の方向》

(1) 男女共同参画に関する啓発、広報活動の充実

事業概要	担当課
男女共同参画に関する図書の整備・充実	中央公民館 中央図書館 学務課
「七戸町男女共同参画基本計画」広報や町ホームページ掲載による周知	企画調整課
男女共同参画週間等における啓発活動の実施	

(2) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の推進

事業概要	担当課
男性の家事・子育て・介護等への参画についての啓発活動の推進	企画調整課

(3) 意識調査、実態調査の実施

事業概要	担当課
男女共同参画に関する住民意識調査の実施	企画調整課

(4) 国際的視点に立った男女共同参画の推進

事業概要	担当課
男女共同参画に関する情報提供の機会の充実	企画調整課

基本施策2 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実

学校教育等における男女共同参画に対する理解促進は、将来の男女共同参画社会づくりの基盤となるものであり、次代を担う子どもたちが、その個性と能力を発揮し、性別にとらわれない多様な選択を可能にするための教育・学習の充実が必要です。また、その教育・学習に携わる者が男女共同参画の理念を教育等に反映できるよう、男女共同参画についての理解を深めることが重要です。

男女共同参画の推進に係るすべての取組の基盤として、また、様々な取組の実効性を高めていく観点から、子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識を植え付けず、また、押し付けない取組、そして一人ひとりの意識を変えていく取組が極めて重要です。

《施策の方向》

(1) 学校等における男女共同参画の理解促進に向けた教育・学習の充実

事業概要	担当課
小学校において人権教室を開催	総務課
中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験学習（事前学習）の実施	こどもみらい課
学校教育等における男女共同参画に関する理解促進	学務課 企画調整課

(2) 行政関係職員等の研修機会の充実

事業概要	担当課
町職員に対する男女共同参画に関する研修会等の参加促進	総務課

基本目標Ⅱ 男女共同参画ができる環境づくり

性別にかかわらず、あらゆる分野において個性と能力を十分発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現のため、現在、男性が中心となりがちな政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。

女性の活躍を後押しするために、女性自らの意識を高め、主体的に活躍できるようエンパワーメント（※）の機会を拡充する等の取組を進め、様々な分野における女性のチャレンジを促進します。

女性の活躍を推進するためには、働き方改革を含む仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（※）を実現する必要があるとあり、職場における働き方の見直しと両立支援のほか、家事育児等に対する家庭内での性別役割分担意識の解消や育児・介護サービス等の社会的支援体制の構築等環境の整備を推進します。

雇用等の場において女性の参画が進み、活躍することは、経済や企業の活性化、男女間の実質的な機会の均等につながるものであり、女性活躍推進法に基づく着実な取組を推進します。

農林業や自営業の分野において、女性は重要な担い手であり、多様な価値観や創意工夫をもたらすことが期待できる女性の経営参画や起業等のための取組を推進します。

※エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

※ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。一人ひとりが、仕事上の責任を果たしながら、家庭や地域においても生きがいを感じ、多様な生き方が選択できること。

基本施策 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

性別にかかわらず、政治、行政、経済、文化など、社会のあらゆる分野において、あらゆる人に、活躍する権利があります。個人が、希望に応じてその個性と能力を発揮し活躍することは、地域社会に多様な視点をもたらし、活力を与えることにつながります。

女性が自らの意識と能力を高め、主体的に活躍できるよう、社会のあらゆる分野での女性のチャレンジを支援し、活躍したい女性の掘り起しやキャリア形成支援、活躍の場の提供のほか、活躍する女性のロールモデルの情報提供をしていくことが必要です。

性別にかかわらず、政治、行政、経済、文化など、社会のあらゆる分野において、個性と能力を十分発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現のためには、現在、男性が中心となりがちな政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、多様な視点を反映させていくことが重要です。

あらゆる分野において、政策・方針決定過程に女性が参画して女性の活躍を進めることは、多様な視点が確保され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

《施策の方向》

(1) 女性の人財育成と能力開発（エンパワーメント）支援

事業概要	担当課
女性リーダー養成のための講座・研修会の充実	企画調整課

(2) 審議会等の委員への女性の参画拡大

事業概要	担当課
審議会等の委員への女性登用の推進	全課
審議会等への女性の登用状況調査の実施	企画調整課

(3) 管理職等への女性職員の積極的な登用の促進

事業概要	担当課
募集・採用・昇任等における男女平等の徹底	総務課

基本施策2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

性別にかかわらず、働くことを希望する人がその個性と能力を十分に発揮して働くためには、男女共同参画社会基本法で定める積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（※）の推進等による職場における男女間格差の是正や、女性の活躍状況の把握・分析、女性の採用・登用・勤務年数の男女差・長時間労働の削減等に関する目標設定、目標達成にむけた取組、女性活躍状況に関する情報公表など、女性活躍推進法に基づいた取組を推進することが重要です。

性別にかかわらず、働くことを希望する人が働き続け、その能力を十分に発揮できるような環境整備は、女性だけでなく、男女が共に仕事と生活を両立できる、暮らしやすい社会の実現につながります。

※積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

《施策の方向》

(1) 事業所による積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進

事業概要	担当課
事業所及び就業者に対する男女雇用機会均等法、パートタイム労働法等に関する周知、啓発	商工観光課
事業所による人財の定着の促進と関係機関との連携	

(2) ハラスメント防止策の推進

事業概要	担当課
ハラスメント防止のための意識啓発	総務課 商工観光課 学務課

(3) 希望に応じた多様な働き方を可能にする就業環境の整備

事業概要	担当課
事業所への就業規則等の整備促進	商工観光課
労働相談窓口の対応力の強化と周知	

基本施策 3 農林業、自営業における男女共同参画の促進

性別にかかわらず、経営に参画できるようにするため、経営参画の男女双方の理解促進など、経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進することが必要です。また、農林業、自営業においては家族員相互のルールとしての家族経営協定（※）のなお一層の普及とその活用が期待されています。

消費者の志向の多様化や経済のグローバル化等に対応するためには、新たな価値を創造・付加し、多角的な視点による事業展開が必要であり、多様な価値観や創意工夫をもたらすことが期待できる女性起業家の活躍が望まれています。

※家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

《施策の方向》

(1) 家族経営協定の締結促進

事業概要	担当課
家族経営協定に関する啓発・促進	農業委員会

(2) 女性の経済的地位と経営能力の向上

事業概要	担当課
女性の起業等の支援	農林課
技術・経営管理能力の向上の支援	商工観光課
労働条件の整備	

基本施策 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

働き方改革関連法や女性活躍推進法の施行により、企業において法に基づく取組が求められており、長時間労働の是正や年次休暇の確実な取得など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することが重要です。業務工程の見直し、短時間勤務制度の導入など、より一層、働きやすい職場環境整備への取組が求められています。

職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にし、女性の活躍を推進するためには、多様なニーズに対応した質の高い保育サービス・子育てサポート等や介護保険制度・介護サービス等の社会的支援を充実することが重要です。

子の出生直後の時期における男性の育児休業制度新設や働き手の育児休業取得促進を目的として、育児・介護休業法が改正され、男性も家事・育児に参画しやすい環境が整備されつつあります。

《施策の方向》

(1) 職業生活と家庭生活の両立支援に向けた事業所の取組促進

事業概要	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	総務課 商工観光課

(2) 社会全体で子育てを支援する環境づくり

事業概要	担当課
子育て支援センターの充実	こどもみらい課
保育サービス充実のための支援	
放課後学童保育事業の充実	
子ども（出生から中学卒業まで）医療費給付事業の実施	
小中学校等に入学又は進級を予定している児童や中学校の卒業を予定している児童を養育する方に対する支援金の支給	学務課
小中学校における給食費給付事業の実施	
子育て世代の定住支援のための補助金制度の充実	

(3) 男性の家事・子育て・介護等への参画促進及び事業所等における理解促進

事業概要	担当課
男性の家事・育児への参画意識啓発	こどもみらい課
男性の介護への参画意識啓発	介護高齢課
男性の育児休業等子育て関連休暇制度及び介護休暇・休業の活用促進	総務課

基本目標Ⅲ 健やかで安心して暮らせる生活づくり

家族の変容や雇用・就労をめぐる変化等により、幅広い層で貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況が広がっており、性別等を理由に複合的に困難な状況に置かれることがないよう、人権尊重や男女共同参画の視点での取組を推進します。

女性に対する暴力をはじめとする性別に基づく暴力は深刻な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重大な課題であることから、女性に対する暴力をはじめとする性別に基づく暴力を根絶するための取組を推進します。

災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から男女共同参画の視点に立った防災対策等を進め、防災・災害対応等を円滑に進める基盤を整備します。

基本施策 1 高齢者・障害者・外国人等に対する支援

貧困の状況は性別によって、差があり、例えば男性よりも女性の貧困率が高く、女性の中でもとりわけ高齢の単身女性や母子世帯の貧困率が高い状況となっています。その一因として、固定的性別役割分担意識が強くワーク・ライフ・バランスが不十分なため、女性は育児・介護などで就業を中断しやすく、また、身分的に不安定な非正規雇用に就きやすいことから、生活困難な状態に陥りやすくなることがあげられます。それに伴って年金水準も低くなりがちであるため、高齢期の経済的基盤が弱くなるなどの問題等が生じています。さらに、貧困が次世代に連鎖するなどの問題も指摘されており、女性の自立に向けた様々な支援が必要です。

ひとり親であること、高齢であること、障害があることや外国人であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、男女共同参画の視点からの取組も必要です。

性的マイノリティ（※）であることを理由として困難な状況に置かれる場合があることについては、人権の観点から理解の促進や取組が必要です。

※性的マイノリティ

①生まれつきの身体の性、②性別自認（「女性」「男性」あるいはその「どちらでもない」などのように、自分の性別をどのように捉えるかを指す。「心の性別」ともいう。）、③性的指向（恋愛や性愛あるいは人生のパートナーとして惹かれる人の性別との関係性のこと。同性愛、両性愛、異性愛、無性愛などがある。）、④性別表現（振る舞い方や服装、髪型などの表現が「女らしい」「男らしい」「中性的」など、どのように表現されているかを指す。）の4要素において、多数の人と在り方が異なる人々のことをいいます。

《施策の方向》

(1) ひとり親家庭への支援

事業概要	担当課
技能習得、資格取得に関する情報提供	こどもみらい課
母子寡婦福祉資金制度の周知・充実	
各種援助事業の整備と福祉サービス等に関する情報提供	
ひとり親家庭に対する相談支援体制の整備・充実	

(2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

事業概要	担当課
高齢者・障害者が安心して生活できる情報の提供、生活環境の推進	保健福祉課 介護高齢課
訪問指導による保健・福祉サービスの提供	保健福祉課
障害者への補装具の支給、日常生活用品等の給付による支援	
高齢者・障害者に配慮した防災・防犯対策の推進	
障害者が働くことを通じて社会参加や自己実現ができるよう支援	
包括支援センター機能の充実	介護高齢課
施設入所者・通所者の面談による相談指導	
生活支援ハウス運営事業の推進	
福祉活動拠点の確立と整備拡充を図るため町社会福祉協議会の運営・事業支援	
高齢者の就業の機会拡充のためシルバー人材センターへの支援	
老人クラブ活動への支援	
高齢者の社会参加機会の提供（寿大学・柏葉大学等）	中央公民館 南公民館
外国人の相談案内窓口としての機能の充実	町民課 庶務課
母国語で記載された母子健康手帳の交付と育児相談	こどもみらい課
町在住外国人と地域住民との交流の促進	生涯学習課

(3) 性の多様なあり方に対する理解の促進

事業概要	担当課
性的マイノリティに関する相談等の充実	保健福祉課 こどもみらい課

基本施策 2 性別に基づく暴力の根絶

女性に対する暴力をはじめとする性別に基づく暴力は、恐怖と不安を与え、人間としての尊厳を傷付け、最も深いところで生き方の自由を奪う、最悪の人権侵害といえますが、被害が潜在化しやすく、個人的問題とみなされがちです。しかし、決して個人的な問題ではなく、社会における固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係などの構造的問題に根ざす社会問題であり、社会全体で対応していくことが不可欠です。配偶者やパートナー等からの暴力(DV)においては、被害者だけでなく、その子どもにも悪影響を及ぼすことも考慮しなくてはなりません。また、性犯罪・性暴力については、被害申告の抵抗感などから潜在化しやすい傾向にあります。

近年、SNS（※）などインターネット上のコミュニケーションツールが急速に普及し、利用者の低年齢化も進んでいることから、インターネットを通じた暴力や性犯罪被害は一層多様化しており、こうした状況に的確に対応していくことが求められています。

性別に基づく暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重大な課題です。関係機関と連携して、暴力を許さない社会づくりや犯罪加害者・被害者にならないための意識啓発、被害者が孤立することなく相談できるよう、年齢や性別にかかわらずきめ細かなニーズに応じた救済・支援体制を充実することが必要です。

※SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。

《施策の方向》

(1) 性別に基づく暴力根絶の取組の推進

事業概要	担当課
ドメスティック・バイオレンスに関する啓発活動	こどもみらい課
関係機関（福祉事務所・児童相談所）との連携強化	保健福祉課 こどもみらい課

(2) 被害者の救済と支援

事業概要	担当課
相談窓口の整備と周知	こどもみらい課
ドメスティック・バイオレンスや児童虐待に関する相談支援体制の充実	

(3) 性犯罪・性暴力被害者支援の強化

事業概要	担当課
関係機関（福祉事務所・児童相談所）との連携強化	保健福祉課 こどもみらい課

基本施策 3 生涯を通じた男女の健康支援

男女が、互いの身体的特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。

女性は、女性特有の疾患を経験する可能性があることや、妊娠・出産をはじめ、ライフステージに応じ、心身の状態が大きく変化する特性があるため、身体的性差を踏まえた健康支援策の推進を図ることが必要です。また、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）（※）の理解促進、命の大切さや性の知識の教育が大切です。

女性の健康支援については、就業の増加、晩婚化など近年のライフスタイルの変化や、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等のライフサイクルの各段階において大きく変化するという女性の特徴にも注目した対応が必要です。また、男性に比べてスポーツ実施率が低いことから、生涯を見通した健康づくりを推進するため、女性のスポーツ参加を促進することも大切です。

男性の健康支援については、固定的な性別役割分担意識が高く、悩みや問題

を一人で抱え込むなど、精神的に孤立しやすいなどが考えられることから、男女共同参画の視点を踏まえ、心身の健康支援や意識啓発活動を進めることも大切です。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

《施策の方向》

(1) 女性特有の健康問題に対する支援

事業概要	担当課
国保妊産婦医療費十割給付事業の実施	町民課
妊産婦と乳幼児の健康増進のための保健指導と訪問健診等の充実	こどもみらい課
妊産婦健康診査費助成事業の実施	

(2) 生涯を通じた健康支援

事業概要	担当課
生活習慣病予防のための食生活改善を目的とした研修会等の開催	保健福祉課
健康意識づくりのための各種予防接種や健康診査の周知	
こころの健康づくり事業として講演会等の開催や相談体制の充実	
健康づくりに関する講座の実施等学習機会の充実（公民館講座・寿大学、柏葉大学）	中央公民館 南公民館

(3) 性に関する知識の教育等による理解促進

事業概要	担当課
「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の理解促進	企画調整課

基本施策 4 地域、防災・環境分野における男女共同参画の推進

急速な人口減少が進む中、活力ある地域社会を維持し、発展させるためには、それぞれの地域において、特定の性に偏ることなく、一人ひとりが役割を担いながら、安心して暮らすことができる地域社会の実現が不可欠です。

自然環境や社会環境・生活環境に係る環境問題の取組に当たっては、省エネ・ごみ減量化など地域で行われる環境活動を通して、脱炭素社会・循環型社会の実現を目指す必要があります。このため、性別にかかわらず、一人ひとりが日常生活を見直し、環境への負荷が少ないライフスタイルに転換するための取組を促進していくことが必要です。

地震、風水害等災害、原子力災害など、災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が防災・復興を円滑に進める基盤となります。

《施策の方向》

- (1) 地域で行われる様々な活動における男女共同参画の推進

事業概要	担当課
地域活動への男女共同参画の推進	生涯学習課

- (2) 平常時からの男女共同参画の推進

事業概要	担当課
防災対策分野及び被災現場における方針決定過程への女性の参画 推進	総務課
男女共同参画の視点を取り入れた防災支援対策の充実	

- (3) 環境教育の推進・環境保全活動への支援

事業概要	担当課
清掃活動やリサイクル活動への支援	保健福祉課
ゴミのリサイクル推進	

付 属 資 料

1. 第 3 次七戸町男女共同参画基本計画策定の経緯

年 月	内 容
令和 5 年 9 月 14 日	第 1 回七戸町男女共同参画基本計画策定委員会
令和 5 年 11 月 15 日	第 2 回七戸町男女共同参画基本計画策定委員会
令和 5 年 12 月 15 日	第 1 回七戸町男女共同参画推進会議
令和 6 年 1 月 16 日	第 3 回七戸町男女共同参画基本計画策定委員会
令和 6 年 2 月 1 日から 令和 6 年 2 月 16 日まで	パブリックコメントの実施
令和 6 年 2 月 5 日	第 2 回七戸町男女共同参画推進会議
令和 6 年 2 月 26 日	第 4 回七戸町男女共同参画基本計画策定委員会 (書面開催)
令和 6 年 2 月 28 日	七戸町男女共同参画基本計画策定委員会から 七戸町長に答申
令和 6 年 3 月 1 日	策定

2. 七戸町男女共同参画基本計画策定委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	盛 田 惠津子	七戸町赤十字奉仕団委員長 (～R6. 1. 21)
副委員長	竹 内 勝 彦	七戸町社会教育委員議長 (R6. 1. 22～委員長代理)
委 員	山 下 梓	弘前大学男女共同参画推進室専任担当教員(助教)
委 員	町 屋 とも子	七戸町社会福祉協議会事務局長
委 員	坂 倉 前 子	七戸町社会教育委員副議長
委 員	小野寺 由 里	七戸町商工会会員
委 員	酒 井 陽 子	七戸町天間林商工会会員
委 員	天 間 愛 子	七戸町連合婦人会会長
委 員	苔米地 尚	一般公募
委 員	濱 村 勝 雄	一般公募

任期：令和 5 年 9 月 14 日～令和 6 年 3 月 31 日

3. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正：平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- （施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定め

られ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）

の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対し

て報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組

を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（令元法二四・一部改正）

第二節 一般事業主行動計画等

（令元法二四・改称）

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮

小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用

する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六條第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七條第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九條、第四十一條第二項、第四十二條、第四十八條の三第一項、第四十八條の四、第五十條第一項及び第二項並びに第五十一條の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十條の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十條第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同條第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七條第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六條第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一條第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六條第二項及び第四十二條の二の規定の適用については、同法第三十六條第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二條の二中「第三十九條に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六條第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正、令四法一二・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的

地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する

る実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の

関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条線下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条線下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条線下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条線下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条線下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十條繰下・一部改正)

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一條繰下・一部改正)

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第二項(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二條繰下・一部改正)

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三條繰下・一部改正)

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四條繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七條を除く。)、第五章(第二十八條を除く。)及び第六章(第三十條を除く。)の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（令元法二四・一部改正）

（政令への委任）

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十

一年法律第三十三号) 第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

5. 青森県男女共同参画推進条例

平成 13 年 7 月 4 日青森県条例第 50 号

私たちが目指す 21 世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を拓き、先人たちが築き上げた古からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受しながら、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ心豊かに育まれ、将来にわたって活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていくことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに養育すること、家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを基本として行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

第7条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
- 三 その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

- 2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第10条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第12条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査・研究)

第13条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支援)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6. 七戸町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

令和 5 年 7 月 7 日告示第 69 号

(設置)

第 1 条 七戸町における男女共同参画施策の基本的な考え方と施策の方向を検討し、今後の総合的な男女共同参画施策推進のため、七戸町男女共同参画基本計画策定委員会(以下「策定委員会」)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画社会推進のための計画策定、施策に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会推進に関すること。

(委員)

第 3 条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する 10 人以内の委員をもって構成する。

- (1) 男女共同参画の有識者、産業、福祉、教育、地域団体等
- (2) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長それぞれ 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に行われる会議に限り町長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝金)

第 7 条 委員に謝金を支給する。

2 委員の謝金の額は、別表第 1 のとおりとする。

3 七戸町職員の給与に関する条例(平成 17 年七戸町条例第 44 号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)であって、委員等を兼ねているものには謝金は支給しない。

(費用弁償)

第8条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、一般職の職員であって、委員等を兼ねているものについては前条第3項の規定を適用する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、鉄道運賃については一般職の職員の例により計算した額とし、車賃、日当、宿泊料については別表第2のとおりとする。

(庶務)

第9条 策定委員会に関する事務は、企画調整課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

7. 七戸町男女共同参画推進会議設置規程

令和5年10月6日告示第100号

(設置)

第1条 男女共同参画に関する施策の推進を図るため、男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の企画・連絡調整に関すること。

(2) その他男女共同参画の推進に関する施策に係る必要な事項。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、副町長と各課（局・館・室）長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長には副町長を、副会長には総務課長をもって充てる。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、推進会議の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(検討部会)

第6条 推進会議は、必要に応じて検討部会（以下「ワーキンググループ」という。）を置くことができる。

2 ワーキンググループは、各委員が推薦する者をもって充て、ワーキンググループの長は企画調整課長をもって充てる。

3 ワーキンググループは、第2条に規定する事項について、調査・研究する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画調整課において行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、交付の日から施行する。

第3次七戸町男女共同参画基本計画

令和6年3月

発行 七戸町 企画調整課

〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上 131-4

TEL : 0176-68-2940 (直通) FAX : 0176-68-2804

ホームページ <http://www.town.shichinohe.lg.jp/>